

○共同企業体の取扱いについて(依命通達)

(平成7年3月31日営第580号会計課長依命通達, 所管各庁の長あて)

改正 平15. 4. 1 施 576
平16. 4. 1 施 618
平17. 4. 1 施 695
平18. 6. 16 施1069
令元. 6. 28 施 346

公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画(平成6年1月18日閣議了解)における共同企業体制度の改善の趣旨を踏まえ, 平成15年4月1日付け法務省施第574号会計課長・施設課長依命通達「建設工事の競争入札方法による発注手続について」(以下「建設工事競争入札通達」という。))に基づき共同企業体を参加させて一般競争を実施する場合の取扱いは, 下記のとおりとされたので, その適切な運用に留意願います。

なお, 昭和50年9月1日付け法務省営第1975号会計課長依命通達「共同請負実施要領の制定について」は, 廃止します。

記

支出負担行為担当官は, 大規模であって技術的難度の高い工事について, 確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同体企業(以下「特定建設工事共同企業体」という。))を参加させて競争を行わせる必要があると認めるときは, 以下のとおり取り扱うものとする。

1 対象工事等

- (1) 特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせることができる工事は, 建築工事は工事費がおおむね20億円以上, 設備工事は工事費がおおむね10億円以上の規模のものとする。
- (2) 建築物で, 当該工事費が(1)に掲げる最低規模の2分の1を超え, かつ, 特殊な技術等を要する工事であって, 確実かつ円滑な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものについては, 特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせることができるものとする。
- (3) (1)又は(2)の規定により特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせる工事については, 単体有資格者(法務省所管契約事務取扱規程(平成12年法務省令第1702号大臣訓令。以下「契約規程」という。))第6条第1項に規定する工事に関する資格を有する者(以下「有資格者」という。))であって, 当該工事を確実かつ円滑に施工することができるものと認められるものをいう。)に係る予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第75条第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格に関する事項(以下「競争参加資格」という。)を併せて定めるものとする。

- (4) (1)又は(2)の規定により特定建設工事共同体を参加させて競争を行わせる工事について、特別の理由があるときは、当該工事の競争参加資格において、特定建設工事共同企業体の結成を義務付けることができる。この場合においては、その理由を翌年度遅滞なく公表するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、別表1又は2のとおり2又は3者とし、工事ごとに支出負担行為担当官が定めるものとする。

(2) 構成員の組合せ

ア 特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせる工事における構成員の組合せは、対象工事に対応する業種区分(契約規程別表第3の1に定める業種区分をいう。以下同じ。)の中で、原則として、別表1に記載した総合数値(契約規程別表第3の2に定める総合数値をいう。以下同じ。)の有資格者の組合せとする。

イ 特定建設工事共同企業体の結成を義務付けて競争を行わせる工事における構成員の組合せは、対象工事に対応する業種区分の中で、原則として、別表2に記載した総合数値の有資格者の組合せとする。

ウ ア及びイに定める総合数値については、支出負担行為担当官において、地域性、工事の難易度等を考慮して決定することができるものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次に掲げる要件(以下「技術的要件等」という。)を満たすものとする。

ア 対象工事と同種の工事について、元請としての施工実績があること。

イ 対象工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、この限りでない。

ウ 対象工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(4) 構成員の出資比率要件

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率とする。

(5) 代表者の要件

代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大のものとする。

3 特定建設工事共同企業体の資格審査

(1) 公示及び申請

支出負担行為担当官は、特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせよ

うとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公示し、これにより資格審査の申請を行わせるものとする。

なお、公示は、別添の標準公示例を参考として行うものとする。

ア 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事であること。

イ 工事名

ウ 工事場所

エ 工事概要

オ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の申請時期及び提出場所

カ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

キ 競争参加資格の有効期間

ク その他必要と認める事項

(2) 申請書類

支出負担行為担当官は、特定建設工事共同企業体の代表者から一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(契約規程第1号様式。以下同じ。)に、特定建設工事共同企業体協定書(別紙第1号様式(甲型、共同施工に係るもの)又は別紙第2号様式(乙型、分担施工に係るもの))を添付して提出させるものとする。

ア 経営事項審査結果通知書(写)(規程第12条(1)ウに規定するものをいう。)

イ 共同企業体等調書(規程第8号様式)

ウ 特定建設工事共同企業体協定書(別紙第1号様式(甲型)又は別紙第2号様式(乙型)。この場合、甲型は共同施工の際、乙型は分担施工の際使用する。)

(3) 資格の審査方法等

ア 資格の審査方法

支出負担行為担当官は、(2)の申請書類に基づき、各特定建設工事共同企業体ごとに契約規程第14条第1項第1号の規定に準じて資格審査を行うものとする。

イ 資格審査の結果通知

支出負担行為担当官は、(1)の審査の結果について、契約規程第15条の規定に準じて当該特定建設工事共同企業体の代表者に通知しなければならない。

ウ 競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体の競争参加資格は、対象工事についてのみ有効とし、認定の日から当該工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

4 入札の公告等

支出負担行為担当官は、特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせようとするときは、建設工事競争入札通達2(2)に定める入札の公告及び建設工事競争入札通

達記4(1)に定める入札説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (3) 競争参加資格の有効期間
- (4) その他必要と認める事項

別表 1

特定建設工事共同企業体の構成員の数及び組合せ (その1)

| 工事種目 | 工事費 (おおむね) | 構成員 の数 | 構 成 員 の 組 合 せ | |
|------|------------------|------------|---------------|-------------------------|
| | | | 代表者たる構成員 | 代表者を除く構成員 |
| 建築工事 | 20億円以上 40億円未満 | 2者 (又は) | 1,200以上の者 | 1,000以上の者 |
| | | 3者 | 1,200以上の者 | 1,100以上の者1者+1,000以上の者1者 |
| | 40億円以上 | 3者 | 1,200以上の者 | 1,150以上の者1者+1,000以上の者1者 |
| 設備工事 | 10億円以上 20億円未満 | 2者 | 1,100以上の者 | 950以上の者 |
| | 20億円以上 | 3者 | 1,100以上の者 | 1,000以上の者1者+950以上の者1者 |

(注1) 本表は、特定建設工事共同企業体を参加させて競争を行わせる工事(特定建設工事共同企業体の結成を義務付けて競争を行わせる工事を除く。)に適用する。

(注2) 構成員の組合せにおける数字は、契約規程別表第3の2に定める総合数値である。

(注3) 工事費がおおむね20億円以上40億円未満の建築工事における構成員の数については、支出負担行為担当官において、地域性、工事の難易度等を考慮して決定することができる。

別表 2

特定建設工事共同企業体の構成員の数及び組合せ (その2)

| 工事種目 | 工事費 (おおむね) | 構成員 の数 | 構 成 員 の 組 合 せ | |
|------|------------------|------------|---------------|-------------------------|
| | | | 代表者たる構成員 | 代表者を除く構成員 |
| 建築工事 | 20億円以上 40億円未満 | 2者 (又は) | 1,300以上の者 | 1,000以上の者 |
| | | 3者 | 1,300以上の者 | 1,150以上の者1者+1,000以上の者1者 |
| | 40億円以上 | 3者 | 1,300以上の者 | 1,200以上の者1者+1,000以上の者1者 |
| 設備工事 | 10億円以上 20億円未満 | 2者 | 1,100以上の者 | 950以上の者 |
| | 20億円以上 | 3者 | 1,100以上の者 | 1,000以上の者1者+950以上の者1者 |

(注1) 本表は、特定建設工事共同企業体の結成を義務付けて競争を行わせる工事に適用する。

(注2) 構成員の組合せにおける数字は、契約規程別表第3の2に定める総合数値である。

(注3) 工事費がおおむね20億円以上40億円未満の建築工事における構成員の数については、支出負担行為担当官において、地域性、工事の難易度等を考慮して決定することができる。

別添(標準公示例)

特定建設工事共同企業体の競争参加者資格に関する公示

工事の競争契約の参加資格を得ようとする特定建設工事共同企業体の申請方法等について、次のとおり公示します。

△△○年○月○日

支出負担行為担当官 (官職) (氏名)

1 工事概要

(1) 工事名 ○○○○工事

(2) 工事場所 ○○県○○市○○町○○番地

(3) 工事概要

建物用途

構造・階数

建物規模 建築面積 m^2 , 延べ面積 m^2

敷地面積 m^2

(4) 工期 △△○年○月○日まで

2 資格審査申請の時期及び場所

(1) 申請期間 △△○年○月○日(○)から同○年○月○日(○)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前○時から午後○時まで、提出場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)すること。

(2) 提出場所

〒 (所在地)

(担当部課係)

(電話)

3 特定建設工事共同企業体の構成

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員は、法務省の△△○・○年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加者の再認定を受けていること。)

(2) 法務省の△△○・○年度における○○工事の一般競争参加資格の認定を受ける際に、算出して得た総合数値が、共同企業体の代表者となる構成員においては、○○点以上の者、共同企業体の代表者以外の構成員においては、○○点以上の者の○者の組合せとする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(1)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

4 構成員の要件

(1) 構成員の技術的要件等

ア △△○年度以降に、○○工事の元請として、当該工事と同種の新営工事(地業工事から完成まで)の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が○%以上の場合のものに限る。)

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)上の○○工事業につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱う。

ウ 主任技術者又は監理技術者(監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者)を当該工事に専任で配置できる特定建設工事共同企業体であること。

[注] 「これに準ずる者」とは、次の者をいう(本措置は、平成16年3月1日から5年間に限り適用する。)

1 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

2 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

(2) 構成員の出資比率要件

共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(3) 代表者の要件

共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

(4) その他の要件

経常建設共同企業体でないこと。

5 特定建設工事共同企業体の協定方法

協定書は、法務省が定める「特定建設工事共同企業体協定書」による。

6 競争参加資格の有効期間

認定の日から当該工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

7 申請書類

一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設工事)に、特定建設工事共同企業体協定書

の写しを添付する。

8 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、各構成員の簡略化した名称により、「〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 落札者は、契約時において上記5に掲げる特定建設工事共同企業体協定書の写しを〇通提出すること。

[注] 〇の部分には、特定建設工事共同企業体の構成員が2者の場合は「3」を、構成員が3者の場合は「4」を記載する。

(3) 問い合わせ先

別紙第1号様式

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事(当該工事内容の内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○・○○特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、△△○年○月○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することがない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○%

〇〇建設株式会社 〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金の負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に

負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不
履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発
注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項まで
を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条
第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせ
なくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承
認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構
成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が
記名押印し、各自所持するほか、発注者に対しその写しを4通提出するものとする。

△△〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

別紙第2号様式

〇〇特定建設工事共同企業体協定書 (乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して含むことを目的とする。

- (1) 発注者に係る 建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
建設株式会社
県 市 町 番地
建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、入札書及び見積書の提出、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

建築工事 建設株式会社
土木工事 建設株式会社

2 前項の規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進ちょくを図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費の分担)

第13条 工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても、第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合には、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり、 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するほか、発注者に対して4通提出するものとする。

年 月 日

建設株式会社

代表取締役 印

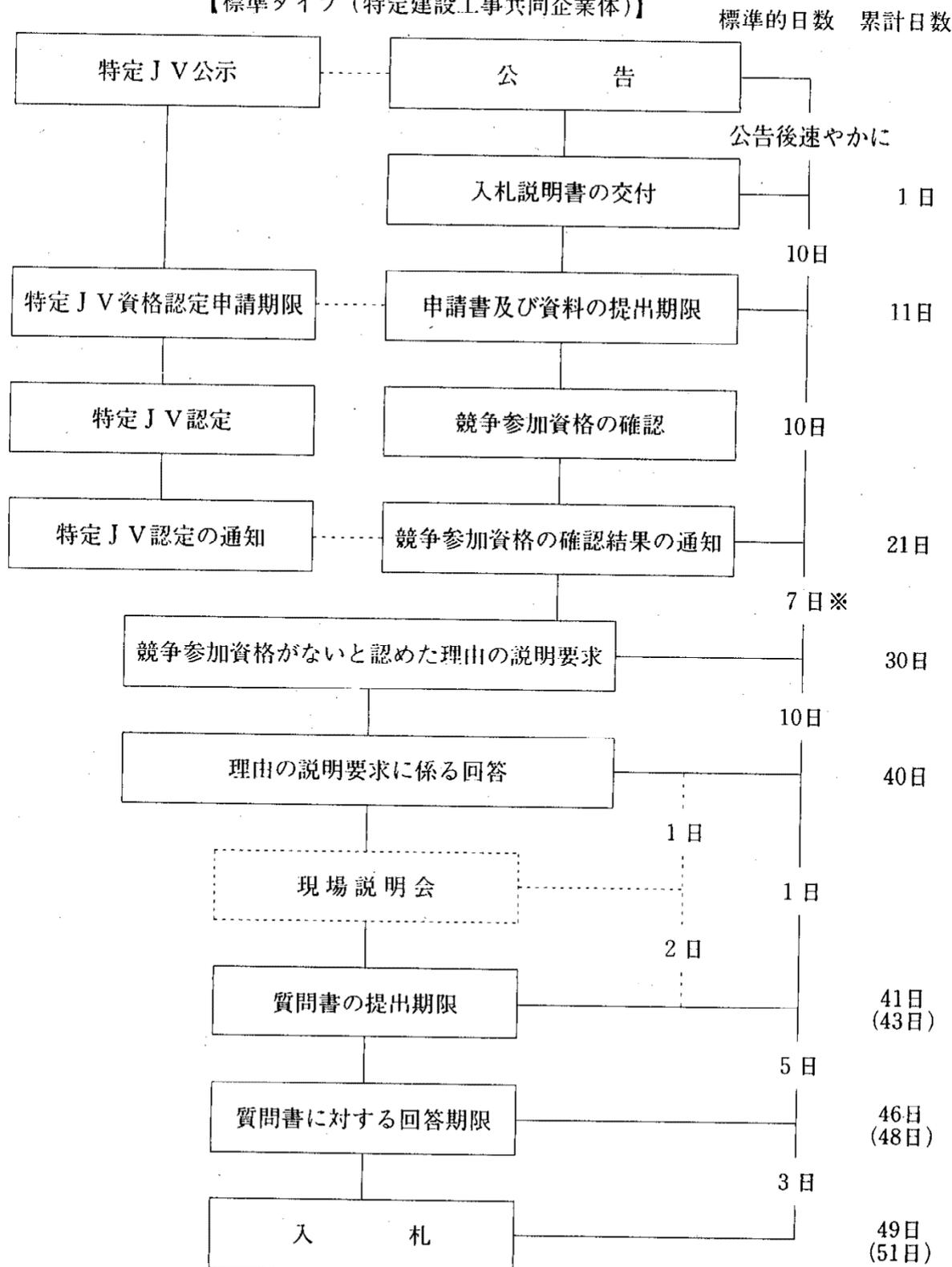
建設株式会社

代表取締役 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

参考

【標準タイプ（特定建設工事共同企業体）】



(注) ※は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。
 () 内は、現場説明会を行う場合。